

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

(琵琶湖流域下水道東北部処理区木之本東幹線の施設不備による車両物損事故)

1. 事故発生日 平成29年10月23日(月) 午前2時頃
2. 事故発生箇所 長浜市相撲町地先
3. 賠償請求者 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
4. 損害賠償額 1,663,200円(下水道賠償責任保険適用)

5. 概要

琵琶湖流域下水道東北部処理区木之本東幹線において、平成29年台風第21号の豪雨により流域下水道に接続する市町管理の公共下水道などに雨水が大量に流入したことにより、マンホール内の水位が急上昇して圧力が急激に高まった結果、マンホール本体が周辺道路のアスファルト舗装ごと浮き上がり、下水道管が占有している県道木之本長浜線の舗装に段差が生じた。

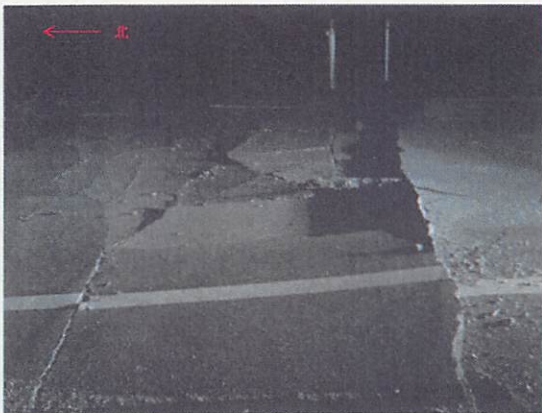
その後、賠償請求者が使用するトラックが当該箇所を走行し、舗装の段差により車両が損壊した。幸い怪我などの人的な被害は生じなかった。

事故後、ただちに応急措置を行ったのち本格復旧を完了した。

6. 今後の対応

マンホールと舗装の浮き上がりの原因となった雨水の流入については、平成26年に県と市町で設置した滋賀県不明水対策検討会による対策の加速に取り組む。

また同時にマンホール構造を検証し、雨水の流入による水位の急上昇があってもマンホールが浮き上がることの無いよう、圧力対策などマンホールの安全対策を講じる。



舗装の段差の状況



マンホールの損傷状況

トラックの被害状況

